

## 議案第6号

京都府後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定について

京都府後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。

平成23年8月19日提出

京都府後期高齢者医療広域連合長 久嶋 務

### 提案理由

東日本大震災の被災者に係る保険料の減免について規定する必要があるので、提案する。

京都府後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例

京都府後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例（平成19年条例第32号）の一部を次のように改正する。

附則に次の2項を加える。

（東日本大震災による被害を受けた被保険者に係る保険料の減免の特例）

27 広域連合長は、東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律（平成23年法律第40号）第2条第1項に規定する東日本大震災による被害を受けた被保険者について、第18条第1項に掲げる場合のほか、次の各号のいずれかに該当し、かつ、必要があると認めるときは、保険料を減免する。

(1) 被保険者が、東日本大震災による被害を受けたことにより、重篤な傷病を負い、若しくは行方不明となり、又は避難のための立退き若しくは屋内への退避（平成23年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故による災害からの避難のための立退き又は屋内への退避（避難のための計画的な立退き又は緊急時の避難のための立退き若しくは屋内への退避の準備に係る原子力災害対策特別措置法（平成11年法律第156号）第20条第3項に規定する指示の対象となっている場合を含む。）をいう。）を行っているとき。

(2) 被保険者の属する世帯の世帯主が、東日本大震災による被害を受けたことにより、死亡し、重篤な傷病を負い、又は行方不明となっているとき。

28 前項の規定は、法第109条に規定する納期（法第107条に規定する特別徴収の方法による場合は、法第110条において準用する介護保険法（平成9年法律第123号）第135条第6項に規定する特別徴収対象年金給付の支払をする日）が、平成23年3月11日から平成24年3月31日までに到来する保険料について適用する。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、平成23年3月11日から適用する。